

[事案 2020-157] 失効取消請求

・令和3年6月28日 和解成立

<事案の概要>

失効前に保険料払込の督促がなされなかったことを理由に、失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成17年11月に、自分を被保険者として母が契約した利率変動積立型終身保険について、平成27年3月に母が死亡したため、自分を契約者とする名義変更を行ったが、その後、平成29年9月に、保険料払込の督促がなされることなく、契約が失効した。しかし、以下の理由により、失効を取り消してほしい。

- (1) 名義変更手続き時に、募集人から、本契約の保険料はすでに全額が前納されているので、これ以上支払う必要がないと説明を受けた。
- (2) 保険料の支払いが必要になる場合は、自分に直接伝えるよう募集人には話していた。
- (3) 募集人も、保険料を支払う必要があったことについて、自分に伝えていないことを認めた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、名義変更手続き時に、保険料が前納されているとは言っていない。
- (2) 申立人は、募集人に対して、保険料の支払いが必要になる場合には、あらかじめ伝えてほしいという話はしていない。
- (3) 本契約は、保険料を積立金から充当するタイプの契約であるが、平成29年6月に充当不能予告通知を発送したのち、同月中に募集人は申立人を訪問し、失効の可能性があることを伝えている。
- (4) 募集人は、平成29年7月と8月に1回ずつ申立人宅を訪問したが不在で、複数回電話連絡もしたが出ず、折り返しの連絡もなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件で保険会社は、契約失効前に保険料払込の督促を行う態勢を整えて、実務上の運用が確実に行われていたことが推認されるものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 保険会社は、保険料未納後・失効前の手続きとして、募集人が申立人とコンタクトをとったはずであるという趣旨の主張をしているが、募集人が活動結果を記入し、営業所長等が管理材料とするはずの帳票は、保存期間切れのため、実際に記入された帳票ではなくサンプルが証拠として提出された。
- (2) 同帳票について、サンプルが提出されている点からすると、保険会社においてこれらが出力され、未納契約者に対する連絡の契機として活用されていることは疑いようのない事実

と思われるが、実際に記入された帳票がない以上、本件で督促態勢所定の手続が現実に履
践された事実は立証されていないと言わざるを得ない。